

大分県大分市で発生した大規模火災について、令和7年度緊急用務空域公示第1号（令和7年11月19日）に代え、以下のとおり国土交通大臣による航空法第132条の85による無人航空機の飛行禁止空域の指定（令和7年度緊急用務空域公示第2号）を行いました。これにより、臼杵市が緊急用務空域から除外されます。

なお、航空法第134条の3による航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為（凧、気球等）の許可及び通報についても適用になります。

- 公示日時：令和7年11月27日 18時00分
- 公示管理者：国土交通省航空局
- 公示管理番号：令和7年度緊急用務空域 公示第2号
- 公示本文：次のとおり航空法第132条の85第1項第1号の規定により令和7年度緊急用務空域 公示第2号を指定する。
 - A) 関係都道府県：大分県（E項に詳述）
 - B) 開始：令和7年11月28日 06時56分
 - C) 終了：別途通知するまで
 - D) 時間帯：日出 / 日没
 - E) 区域：北緯33度14分45秒、東経131度52分46秒を中心とした半径5000mの範囲
おおいた
(大分県大分市)
 - F) 下限：地上
 - G) 上限：地上から1700m



航空法第132条の92の適用を受けて飛行させる場合を除き、当該空域での無人航空機の飛行を原則禁止とします。

なお、今後の状況に応じ、緊急用務空域を指定する期間・範囲・高度を変更する可能性があります。

航空局ホームページ等において、最新の情報を確認してください。